

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 1	療育手帳の判定基準及び判定業務のあり方に関する調査研究
補助基準額	500 万円を上限とする。
事業概要	統一的な療育手帳制度の判定基準を検討する。また、自治体における療育手帳業務の実施体制を把握する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳制度は、事務次官通知をもとに各自治体において実施要綱等を定め運用している。そのため、自治体間で判定基準にばらつきがあり、転居した際など、これまで手帳をもらっていた者がもらえなくなるという実態がある。各自治体の判定基準の実態を踏まえ、療育手帳の統一的な判定基準の作成が可能かどうか検討する。</li> <li>・市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた WG の中で、児童相談所における療育手帳の業務に触れられており、今後の議論に資するため、各自治体での療育手帳業務の実施体制を把握する。</li> </ul>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治体の判定基準の実態等を踏まえ、研究者・自治体職員などの有識者からなる検討委員会において議論</li> <li>・各自治体へのアンケート、ヒアリング</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の療育手帳の判定基準の作成・検討に活用する。</li> <li>・各自治体の運用実態を踏まえ、療育手帳制度の運用のあり方について検討する。</li> </ul>
担当課室/担当者	企画課 障害認定係（3029）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 2	障害者支援のあり方に関する調査研究
補助基準額	1,200 万円を上限とする。
事業概要	障害者の重度化や高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中、障害者が必要な支援を受けることができるようにするため、現状分析、課題の整理及び今後の施策の方向性について、調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成 25 年に施行された障害者総合支援法については、平成 28 年に改正を行い、自立生活援助、就労定着支援等の新サービスについても平成 30 年 4 月から施行された。</p> <p>また、障害者総合支援法については、施行 3 年後の見直しの検討規定が設けられており、施行の状況について実態や課題を把握していく必要がある。</p> <p>こうした中、障害者の重度化・高齢化を見据え、障害者支援の現状分析、課題の整理及び今後の施策の方向性について、調査研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者をメンバーとする検討会を設置し、以下の調査研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援の現状について、地域差分析、経年分析等による分析やデータの整理を行う。</li> <li>・ 現状分析の結果を踏まえて課題を整理し、今後の施策の方向性についての意見をとりまとめる。</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	障害者支援の現状分析、課題整理、検討会意見をまとめた報告書を作成し、今後の国及び地方自治体における政策立案にあたって活用する。
担当課室/担当者	企画課 課長補佐（3006）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 3	障害者ニーズを踏まえた障害福祉サービス量の推計手法に関する調査研究
補助基準額	1,200 万円を上限とする。
事業概要	<p>障害者の障害の重度化や高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中、それぞれの障害者にあつた支援を受けられるよう、適切なニーズの把握が求められていることから、ニーズ調査の手法及び調査項目及び分析手法を行い、より適切に障害福祉サービス量の推計が可能となるよう調査研究を行う。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>国で「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」（H26）を策定し、各自治体に手法を周知しているところであるが、具体的な対応については、各自治体に委ねているところである。</p> <p>そのため、当マニュアルが十分に活用されず、障害者のニーズを十分反映した障害福祉サービス推計となっていない場合もあると考えられる。</p> <p>そこで、各自治体が次期障害福祉計画等を策定するに当たり、障害者のニーズ調査結果を各種の障害福祉サービス毎のサービス量推計に適切に反映できるよう調査研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者をメンバーとする検討会を設置し、自治体へのヒアリング等を実施するなどして、以下の調査研究を行う。</p> <p>「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAマニュアル」を参考に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニーズ調査対象者の選定手法、調査項目及び調査結果の具体的な分析手法の検討</li> <li>・ 調査結果を踏まえ、ニーズ調査を踏まえた具体的な事例に基づいたサービス量推計の手法の検討</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>各自治体が次期障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定するに当たり、障害者のニーズ調査やサービス見込量の算出方法の参考とする。</p>
担当課室/担当者	企画課 課長補佐（3003）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 4	障害福祉関係データベースの構築に向けた調査研究
補助基準額	1,500 万円を上限とする。
事業概要	障害福祉関係データベース構築に向けた検討を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害福祉関係データについては、</p> <p>①障害福祉サービス等給付費明細書等と障害支援区分認定データが連結してない②医療・介護分野と比べると公表しているデータが少ないとともに、第三者提供を行っていないなどの課題があり、障害福祉関係データを有効に活用することができるよう、医療・介護分野のようなデータベースを構築することを目指し、現状の課題を整理することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者をメンバーとする検討会を設置し、自治体へのヒアリング等を実施するなどして、以下の調査研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の課題を踏まえた障害福祉関係データベースの構築の具体的な検討、データベースの活用方法の検討</li> <li>・医療および介護分野を踏まえた障害福祉関係データにおける基礎統計、公表手法の検討</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉関係データベースの具体的な提案書、障害福祉関係データにおける基礎的な統計の提案書及び報告書</li> <li>・障害福祉関係データベースの構築に向けた検討に活用する。</li> </ul>
担当課室/担当者	企画課 課長補佐（3024）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 5	特別児童扶養手当等のあり方についての調査研究
補助基準額	1,000 万円を上限とする。
事業概要	特別児童扶養手当等の今後のあり方を検討する上での課題分析及び対応の調査研究
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別児童扶養手当の対象児童数は、近年増加している。障害種別の状況をみると精神の対象児童数は、他の障害に比べ著しく増加している状況である。また、対象児童数の増加に伴い、給付費も増加傾向を示している。</li> <li>・ 一方、特別児童扶養手当の障害の判定にあたっては、日常生活状況等を勘案し、総合的に判断する必要があることから、実施機関（都道府県、指定都市）によって差が生じている。</li> <li>・ しかしながら、特別児童扶養手当等に関する基礎データが不足しており、今後の対応方針を検討する上での詳細な分析が困難であるため、必要なデータを精査した上で調査を実施する必要がある。</li> <li>・ そのため、特別児童扶養手当等の今後のあり方に向けた課題分析や対応について調査研究するものである。</li> </ul>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増加要因となっている精神の障害について、実施機関に対し認定の地域差に関する実態調査を実施し、得られたデータについての集計及び分析を行う。</li> <li>・ 精神の障害の認定診断書の妥当性について検証する。</li> <li>・ 特別児童扶養手当等の疾患ごとの認定状況や所得分布状況などの基礎データの入手方法を検討し、実施機関からデータを入手し、集計及び分析を行う。</li> <li>・ 認定の地域差に関する調査を踏まえて、必要に応じて一部の実施機関の担当者や障害認定医に対してヒアリングを実施する。</li> <li>・ 有識者をメンバーとする検討会を設置し、現在の障害児を取り巻く状況を踏まえた特別児童扶養手当等のあり方の検討に向けた課題と対応について、上記の分析結果等を踏まえて、提言してもらう。</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	特別児童扶養手当等制度の見直しや認定基準の改正の検討に活用する。
担当課室/担当者	企画課 手当係（3020）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 6	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における効果的な業務運営等に関する調査研究
補助基準額	1,500 万円を上限とする。
事業概要	複数の障害福祉サービスを提供する大規模な民間の障害者支援施設における効果的な取組や外部有識者の知見等を参考にしつつ、のぞみの園で取り組むべき事業上の工夫や効果的な業務運営等に資する取組等を取りまとめる。
指定課題を設定する背景・目的	<p>のぞみの園においては、地域移行や高齢化等により入所利用者数が減少しており、中長期的に運営を維持することが困難になりつつあることから、平成 29 年度に外部有識者による「(独) 国立のぞみの園の在り方検討会」を開催し、中長期的な運営方針について検討し、論点を整理して報告書を取りまとめた。</p> <p>この報告書を踏まえ、のぞみの園の業務実態や今後の収支見込み等を考慮しつつ、具体的に取り組むべき事業等を検討する必要がある。このため、他の障害者支援施設の効果的な取組や外部有識者の知見等を参考にしつつ、第 4 期中期目標期間中及び第 5 期中期目標期間以降にのぞみの園が取り組むべき事業上の工夫や効果的な業務運営の取組等について取りまとめ、のぞみの園の具体的な業務運営等の見直し等に繋げる。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省、のぞみの園及び外部有識者で構成する検討会を設置し、のぞみの園の実情も踏まえながら、のぞみの園で今後の取り組むべき事業上の工夫や効果的な業務運営等のための具体的な取組等を取りまとめる。</li> <li>・上記の検討に資するため、のぞみの園と同様に複数の障害福祉サービスを提供する大規模な民間の障害者支援施設における人員体制や運営方法等についてヒアリング調査等を行う。</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	調査研究の結果を踏まえ、のぞみの園の具体的な業務運営等の見直し等の参考とする。
担当課室/担当者	企画課 施設管理室 のぞみの園係（3039）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 7	身体障害者補助犬の普及啓発のあり方に関する調査研究
補助基準額	1,000 万円を上限とする。
事業概要	身体障害者補助犬の普及啓発について、地域生活支援事業の活用、使用希望者の掘り起こしを視野に入れ、事例を収集し、効果的な普及啓発の方策を検討する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助犬の普及啓発活動には、国民に対する理解促進のための取り組み、使用者拡大に向けた取り組みがある。</li> <li>・国民の理解促進は、補助犬の使用者が、補助犬を同伴して社会参加するために欠かせないが、国民に十分理解されていないと指摘されている。また、地域生活支援促進事業において、自治体が普及啓発を行う事業を補助対象にしているが、十分活用されていない実態がある。</li> <li>・使用者拡大への取り組みについては、補助犬の実働頭数が伸び悩んでいる中で、補助犬の使用者になり得る障害者に対して、情報が行き届いていないのではないかと指摘されている。</li> <li>・そのため、特定の訓練手法や考え方にとらわれることなく、理解促進、利用者拡大の視点で、効果的な普及啓発活動のあり方について検討する必要がある。</li> </ul>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全都道府県、市町村に対してアンケート調査を実施し、自治体を実施する普及啓発活動の事例を収集する。</li> <li>・調査結果から、自治体が普及啓発活動を実施する際の協力機関、留意点等について、ガイドラインとして取りまとめる。</li> <li>・対象となる障害者が身体障害者補助犬の利用に繋がるような啓発のあり方を検討し、補助犬の種別毎に啓発活動を試行する。</li> <li>・実施にあたっては、有識者による検討会を設置して、調査項目や試行的取り組みの方針を検討する。</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県が身体障害者補助犬の普及啓発活動を実施するためのガイドラインとして活用する。</li> <li>・対象となる障害者に対して適切な情報提供を行うことにより、障害のある方の自立と社会参加に寄与することが期待できる。</li> </ul>
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 福祉用具専門官（3089） 社会参加支援係（3071）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 8	補装具費支給制度における多職種・多機関連携に関する調査研究
補助基準額	1,200 万円を上限とする。
事業概要	補装具費支給制度において、理学療法士、作業療法士等の専門職が連携して、補装具の選定やフォローアップを行うための、多職種・多機関連携のあり方について検討する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補装具費支給制度では、身体障害者更生相談所をはじめとして、理学療法士、作業療法士等の専門職との連携が欠かせないが、専門職がどのように関わるかについては、各自治体によって異なっている実態がある。</li> <li>・平成 30 年度の改正障害者支援法において導入された借受けの運用には多職種連携が必要との先行調査結果があるが、具体的な連携のあり方については示されていない。</li> <li>・また、支給決定後に専門職により補装具の使用状況を経過観察する体制がないため、本人が不具合に気づかないまま、適合しない補装具を使用している例があるとの指摘がある。</li> <li>・上記の課題を踏まえ、各地域の社会資源を活用しつつ、補装具の選定、フォローアップ等の多職種・多機関種連携のあり方について検討する必要がある。</li> </ul>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市町村身体障害者更生相談所、補装具の処方・判定を行う指定自立支援医療機関等に対して、補装具費支給制度における ①補装具の種目毎の専門職の関わり方 ②支給決定後のフォローアップ体制 ③地域の社会資源との連携の実態 等についてアンケート調査を実施</li> <li>・上記調査から抽出した自治体等にヒアリング調査を実施し、具体的な課題を明らかにする。</li> <li>・補装具の適合判定を行う医師や、補装具に関わる専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士等）に対して、①補装具の種目毎の関わり方 ②フォローアップのあり方 ③借受けが有効となる状態像や借受けの課題等についてアンケート調査を実施</li> <li>・補装具製作・販売業者に対して、現行制度における借受けの課題についてアンケート・ヒアリングを実施</li> <li>・実施にあたっては、有識者による検討会により課題を整理し、借受けを含む補装具費支給制度における多職種・多機関連携方法について、障害の状態像、補装具の種目別に、取りまとめる。</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補装具費支給制度における基準額告示や、事務取扱指針の改定の基礎資料として活用する。</li> <li>・成果物を市町村、リハビリテーション専門職等に情報提供することにより、適切な補装具費の支給のために活用する。</li> </ul>
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 福祉用具専門官（3089） 社会参加支援係（3071）



2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 9	集団補聴システムの普及実態に関する調査研究
補助基準額	700 万円を上限とする。
事業概要	聴覚障害のある方の情報保障に有効な手段であるヒアリンググループをはじめとする集団補聴システムの普及状況について実態把握を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリンググループをはじめとする集団補聴システムについては、聴覚障害のある方の情報保障に有効な手段であるが、こういった場面で集団補聴システムが活用されているか、その実態は十分把握できていない。</li> <li>・聴覚障害のある方への合理的配慮の観点から、自治体窓口等での設置状況、簡易的に設置するための支援策等についての実態把握が必要である。</li> </ul>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全府省庁、都道府県・市町村に対してアンケート調査を実施し、①窓口や公的施設における集団補聴システムの敷設状況 ②小規模な集団補聴システムを設置する者に対する支援策 等について、実態を把握する。</li> <li>・文化施設に対してアンケート調査を実施し、集団補聴システムの敷設状況の実態を把握する。</li> <li>・調査から抽出した自治体等にヒアリング調査を実施し、好事例を具体的に収集する。</li> <li>・当事者に対して、アンケート調査やヒアリング調査により、集団補聴システムに対するニーズを把握する。</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果物を自治体に対して情報提供することにより、集団補聴システムを敷設・設置を検討するための参考資料として活用する。</li> </ul>
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 福祉用具専門官（3089） 社会参加支援係（3071）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 10	支援機器の開発普及に資する真のニーズを発掘する手法構築のための調査研究
補助基準額	700 万円を上限とする。
事業概要	<p>障害者の支援機器は、医療機器や介護ロボット等に比べ、開発や普及に難渋する傾向が強い。その要因の一つとして、医療機器等に比べ支援機器開発における障害者のニーズが特異的・個別的であることから、開発者の技術シーズとのマッチングが極めて難しいことがあげられる。本事業では、障害者の個別特異性の高いニーズを、技術シーズとマッチングすべく、真のニーズを発掘する手法を構築し、今後の支援機器開発普及を促進することを目的に調査研究を行う。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者の支援機器開発においては、個別特異性の高いニーズを、実用的な支援機器として開発可能な真のニーズに掘り下げ、技術シーズとマッチングさせる過程が極めて重要である。このニーズの掘り下げと技術シーズのマッチング過程では、開発前に障害当事者の声が技術シーズをもつ開発者に直接届くことも重要だが、医療福祉関連職等が適切に介入し、個別特異性の高いニーズを、実用的汎用性の高い支援機器開発が可能な技術シーズとマッチする真のニーズに掘り下げることが必至である。しかしながら、現状の支援機器開発においては、技術シーズから開発が始まり障害者ニーズにマッチングしない、個別特異性の高いニーズにのみ対応した技術シーズにより開発され市場規模が極小化された支援機器が開発される等の課題が山積している。これらの課題は、支援機器が開発されても障害当事者に適正な価格で安定供給ができない等の課題にも大きく影響する。</p> <p>本事業では、医療福祉関連機器等の開発において、ニーズとシーズのマッチングに資する研究開発実績のある専門機関等により、支援機器の障害当事者のニーズを調査し、技術シーズ等を把握した上で、真のニーズに掘り下げる手法を構築するための調査研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉施設等を含むリハビリテーション関連施設等において、支援機器開発の真のニーズの元となる障害当事者等の情報を収集する。</li> <li>・ 収集した情報を、医療福祉関連職等および医療福祉関連機器等の研究開発実績のある有識者等でニーズの明確化に資する分析を行う。</li> <li>・ 分析により明確化したニーズをもとに、さらに技術シーズとのマッチングの過程において、ニーズの洗練、分析、絞り込み等の作業を繰り返し行い、ニーズの検証等をふまえ、機器開発に資する真のニーズを発掘する一連の作業を体系化し、ニーズとシーズのマッチング手法を構築する。</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査結果を、障害者自立支援機器等開発促進事業のニーズとシーズのマッチング強化に反映させる。</li> <li>・ 調査結果を、支援機器等の研究開発者および医療福祉関連職等に論文・学会発表等を用い広く公表することで、支援機器開発・普及に関する施策立案への活用が期待できる。</li> </ul>
担当課室/担当者	企画課 自立支援振興室 福祉工学専門官（3088）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 11	地域における視覚障害者への代筆・代読支援に向けた調査研究
補助基準額	500 万円を上限とする。
事業概要	地域における視覚障害者への代筆・代読支援の積極的な取組に向け、事業の実施方法等やその展開を検討する。
指定課題を設定する背景・目的	視覚障害者への代筆代読支援は、障害者総合支援法による意思疎通支援事業において市町村が実施できることとなっているが、各市町村での取組が低調となっている。各市町村が積極的に取り組めるよう、事業の実施方法やその展開を検討する。
想定される事業の手法・内容	代筆代読に取り組む事業者や市町村へのヒアリング、また障害当事者へのヒアリングや有識者の検討会の開催などが想定される。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	自治体において代筆・代読支援を実施する際の参考資料として、活用が期待される。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 情報支援専門官（3072） 情報・意思疎通支援係（3076）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 12	サピエにアップロードするための点字図書、音声図書の仕様及び製作手順に関する調査研究
補助基準額	800 万円を上限とする。
事業概要	<p>視覚障害者等の読書環境の整備として、サピエにアップロードされる点字図書、音声図書の質を確保するために、サピエへアップロードする際の仕様を明らかにし、またサピエの蔵書を増やすために、製作の担い手が活用する製作手順に関するマニュアルを作成する。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>マラケシュ条約及び改正著作権法、また読書バリアフリー法の動向を踏まえ、視覚障害者の読書環境の向上はますます求められており、今後、サピエの利用が拡大することが期待されている。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>現在サピエにアップロードされている点字図書、音声図書の分析等を行い、有識者の検討会等においてサピエにアップロードする点字図書、音声図書の仕様を明らかにすること、また、各都道府県や点字図書館において取り組まれている製作の実態を把握し、有識者の検討会等を経て、製作手順を具現化することが想定される。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>製作の担い手となる人材が活用出来るマニュアルを作成し、全国の点字図書館、公共図書館、大学図書館、製作団体等へ共有することでサピエの蔵書を増やすとともにその質の維持に資する。</p>
担当課室/担当者	<p>企画課自立支援振興室 情報支援専門官（3072） 情報・意思疎通支援係（3076）</p>

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 13	失語症者向け意思疎通支援者の効果的な派遣実施に向けた調査研究
補助基準額	900 万円を上限とする。
事業概要	失語症者向け意思疎通支援者の派遣の実施に向けて課題を整理し、地域の資源の活用も含めた派遣の方法を検討するとともに、各自治体において参考となり得る資料を作成する。
指定課題を設定する背景・目的	失語症者向け意思疎通支援は、平成 29 年度から国において指導者養成、平成 30 年度から自治体において支援者養成を実施している。今後、自治体において支援者の派遣が円滑に行われるよう、課題の整理、実施方法などの確立が求められている。
想定される事業の手法・内容	既に養成に取り組んできた自治体へヒアリングを行い課題を整理するとともに、国の取組以前より失語症者向け意思疎通支援者の派遣を実施する自治体や事業者へのヒアリングや、有識者による検討会の開催などが想定される。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	自治体において失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業を実施する際の参考資料として、活用が期待される。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 情報支援専門官（3072） 情報・意思疎通支援係（3076）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 14	地域生活支援事業を効果的に実施するための計画策定に関する調査研究
補助基準額	1,300 万円を上限とする。
事業概要	障害者総合支援法に基づき、地方公共団体が実施する地域生活支援事業について、実施主体である地方公共団体が的確に地域の実情を把握し、把握した情報を障害者基本計画の策定に活用するために必要となる情報等を整理し、有識者や地方公共団体の意見を踏まえつつ、障害者福祉計画策定のための支援ツールを開発する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生活支援事業は、地方公共団体が地域の実情や障害児・者のニーズに応じ、柔軟に実施する事業として平成 18 年度に創設。近年、障害児・者の社会参加等が進む中、多様化するニーズに対応していくため、事業の有効性の向上を図る必要がある。</li> <li>・ 障害者総合支援法第 88 条・第 89 条において、地方公共団体は、地域生活支援事業の「実施に関する事項」を障害者福祉計画に「定めるものとする」と定められており、2021（平成 33）年度を始期とする第 6 期障害福祉計画の策定に資するよう、事業の有効性を高める観点にたった支援ツールを開発し、もって障害児・者の福祉の増進に寄与する。</li> </ul>
想定される事業の手法・内容	<p>以下の 2 つの調査により地方公共団体が地域生活支援事業の見込み量等を障害者福祉計画に位置づけるために課徴できるワークシートを作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 有識者や地方公共団体職員などから構成される検討会における議論</li> <li>2) 地方公共団体に対するアンケート調査等による地域生活支援事業（個別の事業を含む。）の実施状況に関するデータ収集（アンケート調査に加え、地域生活支援促進事業のうち「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」の実施主体との連携を想定）</li> </ol> <p>※ 事業の実施に当たっては、今後公表される予定の平成 30 年度障害者総合福祉推進事業における「地域生活支援事業の実施状況（実態）及び効果的な実施に向けた調査研究」のデータも活用すること。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	地方公共団体が策定する地域生活支援事業に関する障害者福祉計画の標準化を図ることにより、国として事業効果を統一的に取りまとめることを可能とすることで、事業の有効性等を高めるための企画・立案につなげる。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 地域生活支援係(3077)

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 15	全国の障害福祉サービス事業所等における文化芸術活動の実態に関する基礎調査のための研究
補助基準額	800 万円を上限とする。
事業概要	本事業では、全都道府県において、それぞれの地域の障害福祉サービスを提供する事業所等を対象に、文化芸術活動の現状についての調査を行うための手法について研究し、具体的かつ効果的な調査票の作成を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>2019（平成 31）年度から実施する障害者芸術推進基本計画（以下、「基本計画」という）において、基本計画の対象期間である 2022（平成 34）年度末までに、全国の障害者の文化芸術活動の実態を把握し、国の施策の具体的な目標値の設定やその検証方法等について明らかにすることが急務となっている。</p> <p>これまで、障害者の文化芸術活動に関する調査においては、無作為に抽出した個人を対象としたもの、特定の市町村や都道府県を対象としたもの、舞台芸術分野を対象としたもの、公共文化施設を対象としたものなど、それぞれの調査主体の目的にそった調査が行われている。しかし障害者の文化芸術活動の全国の実態を把握するには、これらの限定的な調査結果のみでは充分とは言えない。</p> <p>よって、今後の基本計画の効果的な推進を図るために、全国の障害福祉サービス事業所等の実態や課題の把握につながる基礎的な調査が必要であると考え、その手法を研究・検証する。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会調査、障害福祉、文化芸術、障害者の文化芸術活動等の専門家による検討委員会の設置、開催</li> <li>・ 各都道府県で配布する調査票の作成・検証</li> <li>・ 報告書の作成</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ等での公表を通じた一般公開</li> <li>・ 今後の全国的な基礎調査実施への活用</li> </ul>
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 障害者芸術文化活動支援専門官（3079）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 16	医療的ケア児者とその家族の生活実態調査
補助基準額	1,200 万円を上限とする。
事業概要	在宅で暮らす医療的ケア児者とその家族の地域における生活の実態を把握する。
指定課題を設定する背景・目的	在宅で暮らす医療的ケア児等とその家族の暮らしは、テレビや新聞等のメディア発信により最近聞かれるようになってきたが、子育てや介護をする家族の生活実態は多くの苦労や負担があることを踏まえ、全国の医療的ケアが必要な方に対する支援等の実態について把握する必要がある。また、併せて、家族を中心とした生活実態を把握し、今後の施策の参考とする。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国の医療的ケアの支援の状況について、調査やヒアリングを行い、詳細な実態について把握する。</li> <li>・ 医療的ケア児者とその家族へのインタビューや一日付き添いなどで、在宅での様子の他、学校等での様子についても実態を把握する。</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査結果について、様々な観点で分析・検証を行い、今後の医療的ケアの支援のあり方を検討する。</li> <li>・ 複数の家族について実態把握をした結果について、グラフや絵を用いるなど、視覚的な受け入れやすい報告書の作成。</li> <li>・ 報告について、多くの方に共有できるような、短い動画やパンフレット等の作成。</li> </ul>
担当課室/担当者	障害福祉課 福祉サービス係長（3091） 障害児・発達障害者支援室 発達障害者支援係長（3038）



2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 17	発達障害支援における家族支援プログラムの地域普及に向けたプログラム実施基準策定及び実施ガイドブックの作成
補助基準額	600 万円を上限とする。
事業概要	<p>発達障害支援で重要とされる家族支援プログラム（ペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニング等）について、地域での実施をより一層普及させるために、プログラム内容を整理し、実施基準の検討策定を行う。その上でプログラムの基本プラットフォームや実施運営等についてまとめた実施ガイドブックの作成を行う。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングといった家族支援プログラムの重要性は広く認知されており、実施展開を希望する地域や機関も多い。H30 年度より「発達障害児者及び家族等支援事業」を創設し、その中で家族支援プログラムの実施が都道府県および市町村にて可能となっている。しかし、日本における家族支援プログラムは複数のプログラムスタイルが存在する現状があり、実施運営の方法等も十分に普及されていない等、地域が家族支援プログラムを実施しやすい状況が十分に整備されておらず、全国で 260 市町村の実施（H29）にとどまっている。</p> <p>そこで、より身近な地域で家族支援プログラムの実施が広がるよう、プログラム内容を整理し、実施基準を策定する。また実施基準を踏まえた基本のプログラムフォームを検討し、実施運営の方法等も含めた実施ガイドブックを作成する。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族支援プログラムを実施している地域や支援機関等に対するアンケート調査</li> <li>・ アンケートの調査結果を受けてヒアリング調査</li> <li>・ アンケート、ヒアリングの結果を踏まえた家族支援プログラム実施基準策定及び実施ガイドブック作成</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体への周知</li> <li>・ 発達障害者支援センター職員研修、発達障害者地域支援マネージャー研修会、他、発達障害に係る国研修にてガイドブックを使用した講義や演習を設定する。</li> <li>・ 厚労省ホームページへの掲載</li> </ul>
担当課室/担当者	障害児・発達障害者支援室 発達障害対策専門官（3144）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 18	発達障害児者の初診待機等の医療的な課題と対応に関する調査
補助基準額	700 万円を上限とする。
事業概要	発達障害児者の初診の待機期間が長く、受診者数も増加している。そうした発達障害の医療に関する実態や要因、待機解消に向けた対応について把握し、初診待機の解消等の対応について検討する。
指定課題を設定する背景・目的	総務省の「発達障害者支援に関する行政評価・監視 結果報告書」（2017 年 1 月）によると、専門的医療機関において、発達障害児者の初診の待機期間は半数以上が 3 ヶ月以上、4 割の医療機関で初診待機者数が 50 人以上であり、初診待機期間が長いことが課題になっている。そのため、厚生労働省では、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業等、医師の確保に向けた施策に取り組んできているところである。待機期間が長い要因や診療の実態等を把握し、待機解消に向けた効果的な対応について検討することが必要である。
想定される事業の手法・内容	<p>① 発達障害外来や入院に対応している医療機関の体制や診療の状況等について、複数の地域で地域内の発達障害の診療に関するサービス等の実態把握をする。地域の発達障害の診療の現状とその課題について把握する。</p> <p>② 全国の小児科や精神科、クリニック等の医療機関を対象に、初診待機の実態や発達障害の初診対応、初診患者のニーズ等に関するアンケート調査やヒアリング調査を実施する。収集した回答を分析し、待機期間の要因等の整理や待機解消への対策の好事例についてまとめる。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 待機解消に向けた施策への反映。</li> <li>・ 国研修への反映。</li> <li>・ 「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業」やさらには「発達障害専門医療機関等ネットワーク構築事業」の促進に向けて自治体への周知。</li> </ul>
担当課室/担当者	障害児・発達障害者支援室 発達障害施策調整官（3144）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 19	障害児虐待等についての実態把握と虐待予防に関する家族支援の在り方、障害児通所事業所・障害児入所施設における事故検証について
補助基準額	600 万円を上限とする。
事業概要	障害児虐待等（入所施設に入所する児童間で発生する問題も含む）の実態を把握し、虐待予防に有効な家族支援や施設における発生予防のための取組みについて検討する。
指定課題を設定する背景・目的	児童虐待は年々増加傾向にあり、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、平成 28 年では 120,000 件を超えている。また、平成 28, 29 年度厚生労働科学研究の「障害児入所支援の質の向上を検証するための研究」では、障害児入所施設に入所している児童の約 3 割が虐待を受けたケースと報告されている。それらの状況から障害児は虐待を受けるリスクが高いと言われているが、その実態は把握されていない。そのため、実態を把握し、その予防のためにどのような家族支援が必要かを検討する。また、併せて障害児入所施設における職員による虐待、入所している児童間で発生する問題についても検証する。また「平成 29 年度 障害者虐待対応状況調査」の中でも障害者虐待が認められた事業所として放課後等デイサービスが全体の 12.3%を占めている等のことから、障害児通所事業所等での職員から利用する子どもへの事故の要因と対策も検証する。
想定される事業の手法・内容	児童虐待の内訳の中で障害児の割合、実態をアンケート調査する。また、現在、児童発達支援センター等で家族支援を行っているが、その中で虐待予防に繋がる事例を集め検討する。また、障害児通所支援事業所等へのアンケート等の調査を行い、事故事案になるリスクを検証する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	虐待予防を含めた家族支援の在り方の好事例集及び障害児通所及び入所施設における対応マニュアル等の成果物を広く閲覧出来るようにする。
担当課室/担当者	障害児・発達障害者支援室 課長補佐・障害児支援専門官（3032、3048）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 20	放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究
補助基準額	1,200 万円を上限とする。
事業概要	<p>放課後等デイサービスの運営、支援体系等を実態把握し、質に関する検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用対象</li> <li>・ 報酬算定構造</li> <li>・ 判定基準</li> <li>・ ニーズ把握</li> <li>・ その他</li> </ul>
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成 30 年度障害福祉サービス報酬改定において、次期報酬改定に向けた検討事項でサービスの質を踏まえた報酬単位の設定が言われている。特に放課後等デイサービスの運営と支援の質の問題は地域からも様々な意見が上げられている現状がある。そこで事業所の運営、支援内容の実態を調査し検証する。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体及び事業所にアンケート調査を実施する。</li> <li>・ 検討委員会を設置し、調査結果から放課後等デイサービスの実態把握と今後、質の評価を含め今後の在り方について検証する（地方分権で指摘されている対象拡大の検討の参考とするため、放課後等デイサービスの利用ニーズや利用対象児童を拡大した場合の課題等を検証し、対象者の範囲拡大については、10 月に要中間報告）</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>中間報告は 2019（平成 31）年度地方分権で指摘されている対象拡大の検討に、最終報告は 2021（平成 33）年度障害福祉サービス報酬改定に反映させる。</p>
担当課室/担当者	障害児・発達障害者支援室 課長補佐・障害児支援専門官（3032、3048）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 21	避難行動要支援者に対する個別計画作成における計画相談支援事業者等の協力に関する調査・研究事業
補助基準額	500 万円を上限とする。
事業概要	障害者等の避難行動要支援者に対して、市町村や民生委員が中心となり作成することされている災害時等避難における個別計画について、計画相談支援事業者がその作成に協力している実態を調査することで、その手順や効果を明らかにする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>昨今、地震災害や豪雨災害が断続的に発生する中、市町村は災害発生時等において、障害者等の避難行動に支援を要する者（以下避難行動要支援者とする。）の名簿を作成し、具体的な避難方法について避難行動要支援者と打ち合わせ、市町村または民生委員が中心となり個別計画を作成することとされている。しかしながら、現在は個別計画の作成は低調な状況である。</p> <p>個別計画の作成を促進するとともに、内容をより具体的なものとし、確実な避難を可能とするためには、市町村や民生委員に加えて、本人の生活をよく知るものが、その作成に協力することが有効であると考えられる。</p> <p>そこで、本研究課題では、一部の地域で既に行われている避難行動要支援者に対する計画相談支援事業者の個別計画への作成協力について実態を調査し、その手順や効果を明らかにすることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>既に市町村や民生委員と計画相談支援事業者が協力して個別計画を作成している実態の把握と効果の分析。</p> <p>計画相談支援事業者による個別計画への作成協力手順の明確化や作業を進めていく上での留意すべき点等を明らかにする。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>調査により明らかになった実態とその効果についての報告書、また、研究により明らかになった効果的な個別計画の作成手順と留意すべき事項を明確にした手引き書を作成する。</p> <p>市町村、民生委員、相談支援事業者等に広く周知し、より具体的で効果的な個別計画の作成を促す。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域生活支援推進室 相談支援専門官（3043）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 22	強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修実施のための教材開発等に関する研究
補助基準額	800 万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強度行動障害支援者養成研修のテキストの作成。</li> <li>・ 強度行動障害支援者養成研修講義・演習用の映像教材等の検討、作成。</li> </ul>
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成 25 年より強度行動障害支援者養成研修が開始され、平成 30 年度報酬改定において生活介護、計画相談、放課後等デイサービスにも加算対象を広げたところ。本研修については更なる質の高い研修が求められており、現在、強度行動障害支援者養成研修のカリキュラム改訂等を進めている。今後は均一な研修水準とすることが次なる課題となるため、映像などを効果的に用いた視覚的に分かりやすい研修教材の開発を行う必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有識者による検討会の開催。</li> <li>・ 自治体、研修委託、指定団体へのヒアリング、アンケートの実施。</li> <li>・ 新テキスト、映像教材等を用いたモデル研修を実施し、アンケートに効果測定を図る。</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2019（平成 31）年度末までに「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」の改訂に活用</li> <li>・ 2020（平成 32）年度「強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）」において、本研究の成果物（映像資料・テキスト）を活用</li> <li>・ その後の都道府県研修での活用（映像資料・テキスト等）も想定している。</li> </ul>
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行支援推進室 虐待防止専門官（3040）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 23	強度行動障害児者に携わる者に対する体系的な支援スキルの向上及びスーパーバイズ等に関する研究。
補助基準額	400 万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害者支援の人材育成方法について体系的な手法を整理し、全国的に格差のある受入体制や支援の質の平準化を図る。</li> <li>・強度行動障害児者支援における実地研修、スーパーバイズに関する効果についての把握。</li> <li>・事業所に実際に出向いてコンサルテーション、OJT を行う手法について、先駆的に取り組む自治体、団体、事業所について把握を行い、普及を図る。</li> </ul>
指定課題を設定する背景・目的	<p>強度行動障害のある者の支援については、平成 25 年度より「強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）」が位置づけられているが、より重度の強度行動障害児者への支援については、更に事業所内における人材の養成が重要である。高い専門性や知見を持った者が事業所に訪問するコンサルテーション、あるいは先駆的に取り組む事業所での実地研修やスーパーバイズ等を行い成果を上げているがその取組はごく一部に過ぎない。より重度の強度行動障害のある者への支援者のスキルアップは虐待の防止の観点からも急務である。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害者支援に先駆的に取り組む法人、事業所の養成システムについて、その手法やキャリアパスについて調査を行い、どのようなプロセスで熟練した支援者を養成しているかを把握する。</li> <li>・スーパーバイズの手法による、強度行動障害児者への支援手法の実態を把握する。</li> <li>・実際にコンサルテーションを実施している自治体、事業所の取組について把握、整理。</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害支援者養成研修に加え、事業所内での人材養成の手法について報告書にまとめ、ホームページにて公表する。</li> <li>・より重度の強度行動障害児者のスーパーバイズ、コンサルテーションの取組を促進し、適切な支援が行われるための有効的な手法であることの周知を行う。</li> </ul>
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行支援推進室 虐待防止専門官（3040）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 24	「障害者虐待の防止と対応の手引き」の改訂に関する研究
補助基準額	600 万円を上限とする。
事業概要	障害者虐待の防止と発生した場合の対応について、市町村・都道府県担当者や障害者福祉施設職員が障害者虐待防止法の趣旨に則った適切な防止策を講じ、対応が図れるよう、現行の「市町村、都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の内容について研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法では法施行後も深刻な虐待事案が発生している。また法施行後 6 年が経過し、障害者虐待の様態が複雑・多様化してきており、現行の「障害者虐待の防止と対応の手引き」では、対応することが難しい事案もあることから、抜本的な手引きの改訂を行うことが必要である。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の関係団体のマニュアル等の比較</li> <li>・ 自治体独自で作成している手引き、様式等の収集</li> <li>・ 先駆的に取り組んでいる障害者福祉施設等の手引きの収集</li> <li>・ 障害者虐待の防止と対応に先駆的に取り組む事実確認の手法や聞き取りのポイントなどの事例収集及びヒアリング等の調査</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省「市町村、都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の改訂。厚労省ホームページへの掲載。</li> <li>・ 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修（国研修）における研修資料として採用。</li> </ul>
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行支援推進室 虐待防止専門官（3040）



2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 25	意思決定支援の取組推進に関する研究
補助基準額	500 万円を上限とする。
事業概要	津久井やまゆり園入所者に対する意思決定支援の実践事例を収集し、意思決定支援の普及を図る。
指定課題を設定する背景・目的	津久井やまゆり園事件によって心身に傷を負いながら住居の移転を余儀なくされ、さらに施設の建替えに伴い新たな居住の場の選択が迫られるなど、一般の施設入所者とは異なる特殊な環境に置かれている障害者や、意思の表明が著しく困難な障害者にも、意思決定支援ガイドラインに基づく意思決定支援を普及できるよう、実践事例を収集することが必要である。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有識者等による検討会の設置</li> <li>・ 障害者支援施設入所者に対する意思決定支援の実施</li> <li>・ 意思決定支援の事例収集</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意思決定支援ガイドラインの普及のための事例集を作成する。</li> </ul>
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行支援推進室 虐待防止専門官（3040）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 26	自立訓練（機能訓練・生活訓練）における効果的な訓練の提供及び評価指標等に関する調査研究
補助基準額	1,000 万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な障害種別に応じた効果的な訓練の提供等に関する実態把握及び検証</li> <li>・ 宿泊型自立訓練を経た地域生活への移行等に関する実態把握及び検証</li> <li>・ 訓練の成果・達成度合いを測る評価指標等に関する実態把握及び検証</li> </ul>
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立訓練は、一定の期間内に、障害の状態やニーズ等に応じた訓練を提供し、障害者が望む生活を実現することを目的としたサービスであり、自立訓練を適正に評価するためには、訓練の成果や達成度合いを測る評価指標（アウトカム指標）が必要であるが、障害の状態やニーズ等は多種多様であるとともに、各事業所が活用している指標は統一されていない状況である。</li> <li>・ 以上を踏まえ、今後の自立訓練のあり方を検討するため、障害種別等に応じて効果的に訓練を実施している事例や宿泊型自立訓練を経て地域生活へ移行した事例、訓練の成果・達成度合いを測る評価指標（アウトカム指標）の内容や評価方法等に関して、実態把握及び検証を行うための調査研究を行う。</li> </ul>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立訓練の実態把握（事業所調査、利用者調査）</li> <li style="padding-left: 20px;">【留意すべき点（例示）】</li> <li style="padding-left: 40px;">・ 障害種別や障害支援区分</li> <li style="padding-left: 40px;">・ 利用者ニーズ（訓練内容、満足度）</li> <li style="padding-left: 40px;">・ 評価指標、評価方法</li> <li style="padding-left: 40px;">・ 職員配置、職種</li> <li style="padding-left: 40px;">・ 訓練の時間、日数、期間</li> <li style="padding-left: 40px;">・ 訓練終了後の利用者の状況 等</li> <li>・ 評価指標の文献調査、有識者ヒアリングの実施</li> <li>・ 有識者、事業所、障害当事者等による検証</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けた具体的な検討資料としての活用が期待される。</li> <li>・ 調査した事例は、多様な障害種別に応じた効果的な訓練の提供等に関する好事例として整理できる可能性があり、これらを普及することで自立訓練の促進が図られる。</li> </ul>
担当課室/担当者	障害福祉課地域生活支援推進室 障害福祉専門官（3089、3040）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 27	共同生活援助（グループホーム）における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」に関する調査研究
補助基準額	1,000 万円を上限とする。
事業概要	共同生活援助（グループホーム）における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」のあり方に関する検証、検討
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、共同生活援助（グループホーム）における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」については、経過措置の期間を 2021（平成 33）年 3 月 31 日まで延長し、次期報酬改定に向けて引き続き検討、検証を行う事項の一つとして整理された。</li> <li>・本調査研究においては、当該経過措置のこれまでの経緯、既存の調査結果等を踏まえ、有識者や共同生活援助事業所及び居宅介護・重度訪問介護事業所の関係者、当事者等が参加する検討会を立ち上げ、当該経過措置の仕組みの妥当性や必要性の検証、改善点の検討等を行う。</li> </ul>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討会及び作業部会の設置</li> <li style="padding-left: 20px;">【留意すべき点（例示）】</li> <li style="padding-left: 40px;">・グループホームにおいて、他事業所の介護職員が支援することの妥当性、必要性</li> <li style="padding-left: 40px;">・当該特例の改善点の検討</li> <li style="padding-left: 40px;">・当該特例を延長や恒久化、廃止した場合の影響の分析</li> <li>・実態把握のための調査、ヒアリングの実施</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けて引き続き検討、検証を行う事項である「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」に関する具体的な検討資料としての活用。</li> </ul>
担当課室/担当者	障害福祉課地域生活支援推進室 障害福祉専門官（3040）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 28	障害福祉サービスの種別ごとのピアサポートを担う人材の活用のための調査研究
補助基準額	600 万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアサポートの活用実態について、就労支援（A 型・B 型・移行支援）や計画相談支援などの事業者について調査を行い、実態把握を行うとともに、その効果について検証する。</li> <li>・平成 30 年度の障害者総合福祉推進事業で作成される予定の「ピアサポートの活用をより一層推進するための事業者向けのガイドライン」について、障害福祉サービス種別ごとの活用実態を調査する。</li> </ul>
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議においては、「精神障害者の地域移行や地域定着の推進に向けて、（中略）ピアサポートの活用等の取組をより一層推進すること」とされており、ピアサポートの活用の実態を把握し、先進的な取り組みを整理、分析することで、その有用性を明らかにし、情報発信することで、ピアサポートの活用を推進に資することを目的とする。</li> <li>・平成 30 年度の障害者総合福祉推進事業で作成される予定の「ピアサポートの活用をより一層推進するための事業者向けのガイドライン」の活用実態の把握及び効果測定をする必要がある。</li> </ul>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援（A 型・B 型・移行支援）や計画相談支援などの事業者に対して、ピアサポートの活用実態について調査を行う。</li> <li>・「ピアサポートの活用をより一層推進するための事業者向けのガイドライン」の活用実態のある事業所について、全国の障害福祉サービス種別ごとに活用実態を調査する。</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態調査においてピアサポートを有効活用している事業所の実態が把握されるとともに、障害種別ごとの活用実態を踏まえて、障害福祉サービス事業者がピアサポートの活用を推進できるガイドラインをブラッシュアップしたものを製本し、都道府県、指定都市、中核市、その他、関係団体などに配布をし活用の促進を図る。</li> </ul>
担当課室/担当者	障害福祉課地域生活支援推進室 障害福祉専門官（3040）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 29	障害福祉サービスの利用実態調査
補助基準額	1,000 万円を上限とする。
事業概要	障害者のサービス利用状況等、障害者の生活実態を調査するもの。
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成 25 年に施行された障害者総合支援法については、平成 28 年に改正を行い、新たに創設されたサービスについても、平成 30 年 4 月から施行されている。</p> <p>このような状況の中、障害者がどのような障害福祉サービスを利用し、どのような生活を送っているか、その実態を把握するために調査を行うもの。</p>
想定される事業の手法・内容	障害福祉サービス事業所や自治体を経由して、利用者に対するアンケートを実施し、障害者のサービスの利用状況、支出状況など生活実態を調査する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	今後の政策立案にあたっての基礎資料とする。
担当課室/担当者	障害福祉課企画法令係 課長補佐（3090）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 30	就労系サービスにおける諸課題（施設外支援・施設外就労の実施実態や高齢障害者等の利用実態）の把握と事例整理に関する調査研究
補助基準額	1,400 万円を上限とする。
事業概要	<p>① 就労系障害福祉サービスにおける施設外支援及び施設外就労について、その実態を調査し、工賃（賃金）の向上や一般就労への移行に資する効果について検証する。</p> <p>② 就労系障害福祉サービス事業所における、高齢の障害者（65 歳以上）や若年性認知症の利用実態を明らかにし、工賃（賃金）の向上や一般就労への移行等の支援効果を調査する。</p> <p>①②に関連して効果的な支援を行っている事例を整理してそのノウハウを周知する。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>① 施設外支援及び施設外就労は、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資することを目的に実施するものである。施設外支援等の実施に当たっては、報酬上の加算が設定されているところであり、基本報酬や加算の算定に当たっては様々な要件が設けられている。</p> <p>しかし、実際の実施状況は明らかになっておらず、本調査により実態を把握するとともに、工賃（賃金）の向上や一般就労への移行との関連を明らかにする。</p> <p>② 平成 30 年度より、就労移行支援及び就労継続支援 A 型において要件を満たせば 65 歳以上でも利用が可能となった（就労継続支援 B 型については従来より年齢制限なし）。また、新オレンジプランにおいて、若年性認知症施策の強化が挙げられており、就労・社会参加も含めて総合的な施策を講じることが必要となっている。</p> <p>就労系障害福祉サービスの利用者として、今後増加が見込まれるこれらの者などの利用実態を詳細に把握するとともに、工賃（賃金）の向上や一般就労への移行等との関連を明らかにする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>全国の就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所に対してアンケート・ヒアリング調査を実施し、施設外支援及び施設外就労の実施状況、並びに、高齢障害者等の利用状況を明らかにするとともに、工賃（賃金）や一般就労への移行等との関連性を考察する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設外支援及び施設外就労の実施実態並びに高齢障害者等の利用実態を把握し、工賃（賃金）向上や一般就労等に資する支援方法について取りまとめて周知する事により、支援ノウハウの共有を図る。</li> <li>・真に効果的な支援内容について整理し、適正な制度設計に資する。</li> </ul>
担当課室/担当者	障害福祉課就労支援係 就労支援専門官（3018）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 31	障害福祉サービス事業所における生産性向上に関するガイドライン案作成に係る調査研究
補助基準額	700 万円を上限とする。
事業概要	障害福祉サービス事業所において発生している事務について、各サービスごとに大別して ICT の活用等による業務効率化について調査し、生産性向上に関するガイドラインの案を作成する。
指定課題を設定する背景・目的	医療・介護・福祉サービスの生産性向上の取組を推進していくことを踏まえ、障害福祉サービスにおいても、事業所での ICT の活用により生産性を向上させる必要がある。そのため、ICT を活用した業務効率化の実態を把握し、ICT の導入推進のためのガイドラインを作成する必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス事業所について各サービス体系ごとに大別し、ICT を活用して先進的な取組を行っている事業所と、標準的な事業所をそれぞれ選定し、書類の作成件数や作成時間等について、タイムスタディ等による調査を実施する。</li> <li>・ 調査で得られた結果を基に、それぞれの業務について効果的な ICT 導入の具体的方法や留意点等をまとめたガイドライン案を作成する。</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業で作成した生産性向上に関するガイドライン案を活用し、障害福祉サービス事業所での ICT 導入の促進を目指す。</li> </ul>
担当課室/担当者	障害福祉課 訪問サービス係長（3092）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 32	重度障害者の在宅就業に関する調査研究
補助基準額	500 万円を上限とする。
事業概要	在宅で就業している重度障害者について、人数や支援の実態について調査する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成 30 年の地方分権改革に関する提案において、重度障害者が在宅就業している時間中に重度訪問介護を利用することを可能とするべきとの提案があった。</p> <p>本提案に対し、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、2021（平成 33）年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得るとの閣議決定がなされた。</p> <p>これらを踏まえ、在宅就業中の重度障害者の支援の在り方を検討するに当たって、その実態を把握する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>重度訪問介護を行っている事業所等に対して在宅就業を行っている利用者の有無や支援の実態についてアンケート調査を行い、障害支援区分に応じた就業の形態について分析する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	在宅就業中の重度障害者への支援の在り方を検討する際の基礎資料とする。
担当課室/担当者	障害福祉課 訪問サービス係長（3092）



2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 33	障害福祉サービス等事業所の経営実態を把握するための各会計基準の比較・分析及び報告様式の統一化等に関する調査研究
補助基準額	1,200 万円を上限とする。
事業概要	<p>現在、障害福祉サービス等事業所を運営している法人種別は様々であり、準拠している会計基準も多岐に渡る。</p> <p>各事業所が準拠している会計基準の違いについて比較・分析を行い、会計基準が違う事業所においても経営評価・分析ができる様式統一化等の研究を行う。</p> <p>なお、様式の統一化については、各会計基準で作成する財務諸表または中間生成物等から一定のルールに従って記載できるよう、事業所向けマニュアルや必要に応じて配布用の計算ツールなどを作成する。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害福祉サービス等における適切な報酬設定にあたっては、事業所における経営実態が重要となる。</p> <p>平成 30 年度から情報公表制度が施行され、障害福祉サービス等事業所検索サイトにて、財務諸表の掲載が義務づけられているが、会計基準によって、財務諸表の経費分類の粒度や会計単位が違うなど経営実態の比較・分析が出来ない状態である。</p> <p>それらを比較・分析できるように報告様式の統一化と、様式への入力をスムーズに行うためのマニュアルやツールが必要となる。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各会計基準を収集し、比較・分析する。</li> <li>・会計学の専門家に協力を要請し、会議体を立ち上げて様式案について議論する。</li> <li>・会議体からの意見を集約した様式案で、プレ調査を行い課題を洗い出し。</li> <li>・課題に対する解決案を上記の会議体に諮り意見を基に改善する。</li> <li>・改善した様式案と事業所向けマニュアルを作成し、必要に応じて計算ツールなどを作成する。</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果物を基に障害福祉サービス等事業所検索サイトの改修を行う予定。</li> <li>・障害福祉サービス等事業所検索サイトに登録された各事業所のデータを基に経営実態を把握し、報酬改定における基礎資料とする。</li> </ul>
担当課室/担当者	障害福祉課 評価・基準係長（3036）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 34	地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査
補助基準額	1,200 万円を上限とする。
事業概要	地域生活支援拠点等の整備や必要な機能の強化・充実のために、動向や実態等を把握する。
指定課題を設定する背景・目的	「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて」（社会保障審議会 障害者部会 報告書）（平成 27 年 12 月 14 日）において、今後の取組みとして「地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされていること等を踏まえ、実態把握等を行い、その結果を全国の自治体にフィードバック等を行うために実施する。
想定される事業の手法・内容	地域生活支援拠点等の全国の整備状況を踏まえ、未整備の自治体や先進的な事例等について、ヒアリング等を行い、詳細な実態について把握する。 また、整備済の地域生活支援拠点等を中心に、必要な機能の状況把握等を実施する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査（平成 30 年度調査）において把握する地域生活支援拠点等の必要な機能の状況について更新や周知等を行い、地域生活支援拠点等の着実な運営、発展を図る。</li> <li>・次期（2021（平成 33）年度）報酬改定の議論における基本的なデータとして活用する。</li> </ul>
担当課室/担当者	障害福祉課 福祉サービス係長（3091）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 35	医療型短期入所に関する実態調査
補助基準額	1,300 万円を上限とする。
事業概要	今後さらに医療的ケアが必要な障害児者の増加が見込まれる中で、医療型短期入所に関する実態を把握し、次期（2021（平成 33）年度）報酬改定の検討に向けたデータを得る。
指定課題を設定する背景・目的	福祉型短期入所に比べて、医療型短期入所は全国的に事業所数が少ない状況にあるが、今後さらに医療的ケアが必要な障害児者の増加が見込まれる中で、利用者や家族等のレスパイトの観点から、全国的な整備や運営支援が必要である。そのため、医療型短期入所の実態把握が必要であるが、運営形態等によって、実態が様々であることから、サービスや支援内容等、また、収支構造も含めた把握が必要である。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療型短期入所におけるサービス等の提供実態について、詳細な把握ができるように、調査検討のためのWGを設置し、調査票の設計の検討や、結果について集計・分析・検証を行い、各関係者間で議論する。その際、ヒアリング等を行い、詳細な実態について把握することを検討する。</li> <li>・ 医療型短期入所の参入や運営等を全国的に普及させるため、好事例集を作成する。</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	次期（2021（平成 33）年度）報酬改定の議論における基本的なデータとして活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課 福祉サービス係長（3091）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 36	共生型サービスに関する実態調査
補助基準額	800 万円を上限とする。
事業概要	共生型サービスの指定状況や運営状況等について、実態把握を行う。
指定課題を設定する背景・目的	平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、共生型サービスを位置付けたが、今後、地域共生社会を実現を図る上で、課題等の実態を把握する必要がある。
想定される事業の手法・内容	・共生型サービスの指定状況や運営状況等の実態について、詳細な把握ができるように、調査検討のためのWGを設置し、調査票の設計の検討や、結果について集計・分析・検証を行い、各関係者間で議論する。その際、ヒアリング等を行い、詳細な実態について把握することを検討する。また、共生型サービスの各種事例について、周知を行うことも検討する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	調査結果について、様々な観点で分析・検証を行い、今後の共生型サービスのあり方を検討する。
担当課室/担当者	障害福祉課 福祉サービス係長（3091）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 37	障害福祉サービス事業所等における身体拘束等に関する実態調査
補助基準額	600 万円を上限とする。
事業概要	障害福祉サービス等事業所・施設における身体拘束等の状況について実態把握を行う。
指定課題を設定する背景・目的	「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」において、身体拘束等の適正化について、「今般、身体拘束等の記録を行っていない場合の減算を設けることとするが、「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員等に対する研修の定期的な実施」についても努めるものとし、その上で、更なる見直しについて検討する。」とされていること等を踏まえ、実態把握を行う。
想定される事業の手法・内容	障害福祉サービス等事業所・施設における身体拘束等の状況について、調査やヒアリングを行い、詳細な実態について把握する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	次期（2021（平成 33）年度）報酬改定の議論における基本的なデータとして活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課 福祉サービス係長（3091）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 38	介護職員の喀痰吸引等研修の実態調査
補助基準額	400 万円を上限とする。
事業概要	各都道府県の介護職員の喀痰吸引等研修の実態について、詳細な実態把握を行い、今後の喀痰吸引等の研修の実施に資する課題等を分析・検証する。
指定課題を設定する背景・目的	介護職員の喀痰吸引等の研修の実施状況について、制度開始から 5 年以上経過していることから、研修の実態について、課題等を詳細に分析・検証する必要がある。
想定される事業の手法・内容	各都道府県の喀痰吸引等の実施状況等について調査やヒアリングを行い、詳細な実態について把握する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	調査結果について、様々な観点で分析・検証を行い、今後の介護職員の喀痰吸引等の研修の実施のあり方を検討する。
担当課室/担当者	障害福祉課 福祉サービス係長（3091）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 39	精神障害者を支援するための地域連携パスの作成及びその活用につながる研修についての調査
補助基準額	800 万円を上限とする。
事業概要	<p>地域の医療機関と行政機関等が協働して精神障害者を支援するための地域連携パスを作成する。</p> <p>「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築する上で必要な、地域連携パスを活用した人材育成ビジョンの検討を行う。</p> <p>また、各自治体等で実施されている人材育成研修についての情報収集を行う。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築するうえでは、保健・医療・福祉・行政等の連携促進が重要である。そのためには、連携すべき関係機関間において、医療、障害福祉・介護、住まい等に関する精神障害者への支援内容を共有することが極めて重要であるため、本人とご家族及び関係機関間での共有を前提とした地域連携パスの作成と、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を担う人材育成を推進する必要がある。</p> <p>当事業においては、実際の活用につながる地域連携パスの作成及び、その活用技術も含めた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築に必要な人材育成ビジョンの検討を行い、あわせて、各自治体等で実施されている人材育成研修についての情報収集を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質問紙調査</li> <li>・ 会議体での検討 など</li> </ul> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関を中心とした、自治体、保健所、障害福祉サービスを行う事業所などの、その地域で地域連携パスを共有する機関</li> <li>・ 人材育成のための研修を行う自治体、保健所等</li> </ul> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域連携の行われている地域や他分野の事例などを質問紙調査などで収集し、それらを参考に地域連携パスの検討・作成</li> <li>・ 人材育成ビジョンの検討</li> <li>・ 各自治体等で実施されている、精神障害に関連する、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育などに資する人材育成のための研修について、情報を収集</li> </ul>

求める成果物の活用方法（施策への反映）	・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業の手引き等にて活用 ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業「精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業」での活用
担当課室/担当者	精神・障害保健課 地域精神医療係 相談支援専門官（3107）



2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 40	障害支援区分認定適正化に係る調査研究
補助基準額	1,000 万円を上限とする。
事業概要	<p>市町村審査会への訪問を通じて、市町村審査会運営の手順及び審査判定における実態や課題の把握を進めると共に、改善策等の検討を行うことを目的とする。</p> <p>また障害支援区分認定に係る都道府県等が実施する研修の課題及び研修ニーズを把握し、研修の実施方法及びカリキュラムの標準例について調査研究を行う。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成 27 年 12 月に公表された社会保障審議会障害者部会報告書では、障害支援区分について、「2 次判定での引き上げ割合には地域差が見られることや、従来と比べて上位区分の割合が上昇しているのではないか」及び「全国の都道府県において、認定調査員等を対象に、それぞれの障害特性にも対応した標準的な研修が実施できるよう、国において研修会用の資料を作成する等の方策を講じるべき」との指摘があった。</p> <p>また、平成 27 年に実施した実態調査でも、制度の趣旨や運用が自治体において周知徹底できていない実態が把握されたほか、現場の認定調査員や審査会委員から、より障害者の特性を踏まえた研修内容や実践的な手法について多くの要望があった。</p> <p>こうした背景を踏まえ、障害支援区分の適切な認定を推進するための研修のあり方について、調査研究を行うもの。</p> <p>さらに自治体を選定し、研修の効果を審査判定実績から調査するため市町村審査会を訪問する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 平成 30 年度障害支援区分調査等業務で作成する研修資料等を使用した都道府県担当者向け研修会等を実施し、研修効果及び課題を把握するため市町村審査会を訪問する。</p> <p>(2) 障害支援区分に係る有識者等からなる検討会を開催し、平成 28 年度から実施した市町村審査会訪問事業及び個別調査を活用し、(1) の研修会を実施した結果を踏まえて、研修の実施手法、効果的・実践的な研修内容について検討を行い、研修を実施する上での実務的なノウハウを調査する。</p> <p>(3) 「障害支援区分管理事業」で集計した審査判定実績データも活用し、障害支援区分における課題とその要因分析し、国に対して障害支援区分制度に対する改善策を提示する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>2 次判定での引き上げ割合を是正し、区分認定業務の適正化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県研修の効果的なカリキュラム</li> <li>・ 平成 30 年度に作成する研修資料の追加・修正等</li> <li>・ 市町村審査会が抱える課題及び障害支援区分施策に対する改善提案書</li> </ul>
担当課室/担当者	精神・障害保健課 障害支援区分係（3026）

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 41	公認心理師等の保健・医療分野における活動の場と役割の明確化、多職種との連携・協働のあり方等に関する調査
補助基準額	500 万円を上限とする。
事業概要	<p>公認心理師（又は心理技術者等。以下同じ。）の保健・医療分野における活動や配置の分布状況と現在の業務内容に関する実態把握、及び心理に関する支援を要する者等への観察・分析・相談等の援助業務の実態把握を行う。</p> <p>また、多職種との連携・協働状況や方法に関する調査も行き、特に保健・医療分野における公認心理師の活動の場と求められる役割を明確化し、公認心理師制度の適正かつ円滑な推進等に資する基礎資料を提供する。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>公認心理師法の施行に伴い、心理職の新たな国家資格として平成 30 年に第 1 回公認心理師試験が実施され、登録が開始された。今後、公認心理師の資格を有する者（又は心理技術者等）が保健・医療の分野において活動していくなかで、どこでどのように配置されているのかということや、その業務内容に関し詳細な実態把握を行い、適正かつ円滑に公認心理師制度が推進される必要がある。</p> <p>また、公認心理師法第 42 条第 1 項「保健医療、福祉、教育等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらを提供する者その他の関係者等との連携を保たねばならない」等と規定されているように、広く関係者が連携を保ちながら心理に関する支援を要する者に必要かつ適切な支援が行われる必要があり、今後の公認心理師の多職種との連携・協働の在り方について検討されることは重要である。</p> <p>以上のようなことから、公認心理師に関する実態把握とそのデータは必要不可欠な素材であり、同データを基礎資料として保健・医療分野における公認心理師の活動の場と役割の明確化、多職種との連携・協働のあり方等について調査・検討し、制度の適正かつ円滑な運営及び推進を図っていくことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質問紙調査</li> <li>・ 会議体での検討 など</li> </ul> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院（一般病院を含む）や精神科、心療内科等を標榜する診療所等</li> <li>・ 障害者・児施設等</li> <li>・ その他、保健・医療分野関連の各種就労先</li> <li>・ 自治体、保健所又は保健センター など</li> </ul> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）公認心理師（又は心理技術者等）の分布状況等</li> <li>（2）公認心理師（又は心理技術者等）に求められる役割</li> </ol>

	<p>(3) 心理に関する支援を要する者等への観察・分析・相談等の援助業務の対応状況、または現行当該業務を対応している他職種の状況</p> <p>(4) 心理に関する支援を要する者に主治の医師</p> <p>(5) 多職種との連携状況、タスクシフトの実現可能性 など</p>
<p>求める成果物の活用方法（施策への反映）</p>	<p>(1) 公認心理師の活用・制度の推進に資する資料として、実際の運用や整備が必要な場合に活用</p> <p>(2) 将来的に、公認心理師制度の見直しの際に検討資料としても活用</p>
<p>担当課室/担当者</p>	<p>精神・障害保健課 公認心理師制度推進室（3004、3053）</p>

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 42	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の実現に向けた精神保健福祉士の資質向上の在り方等に関する調査
補助基準額	600 万円を上限とする。
事業概要	<p>精神保健福祉士がその専門性を発揮するとともに、新たな社会モデルである「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」及び「地域共生社会の実現」に向けた貢献ができるよう、精神保健福祉士の継続教育や人材育成の在り方等について調査・検討を行う。</p> <p>さらに、社会の変化やニーズに応じて常に適切な支援を効果的に提供できるよう、①精神保健福祉における課題、制度やサービス、システムなどの動向を適宜把握・更新すること、②精神保健福祉士としての価値や理念等を再確認し役割意識の向上を図ること、③専門的な知識や技能を研鑽し続けること、などといった精神保健福祉士の資質向上を図るための継続教育や人材育成の方法について検討し、より具体的な方策に向けた可能性のための検討材料の一助とする。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>厚生労働省では、平成 30 年度より「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」において、養成課程における教育内容のみならず継続教育の在り方等についてもそのビジョンが検討されている。また、精神保健福祉士制度に関する事業としては平成 30 年度障害者総合福祉推進事業「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の実現に向けた精神保健福祉士の資質向上の役割の明確化と養成・人材育成の在り方等に関する調査」が開始し、精神保健福祉の役割の明確化や養成課程と卒後教育の在り方等について調査・検討される。</p> <p>本事業においては、臨床や相談援助の現場における継続教育や人材育成の在り方、及び多職種との連携・協働も踏まえた精神保健福祉士の専門性の発揮や資質向上等について具体的に検討することによって、今後、各種就労先や研修実施機関等での適正な指導や研修の実施に向けた指針等の作成への一助とするなど、より具体的な方策で継続教育や人材育成の促進を図ること及び精神保健福祉士の資質向上に資することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（1）臨床や相談援助の現場における継続教育や人材育成の在り方等についての具体的な調査・検討</p> <p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・質問紙調査、グループインタビュー</li> <li>・会議体での検討 など</li> </ul> <p>【調査対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒後教育・研修実施機関</li> <li>・その他、各種就労先や関係機関 など</li> </ul> <p>【内容】</p> <p>①各段階（新卒、中堅、指導者、管理職等）でそれぞれ期待される役割と身につけるべき知識や技能</p>

	<p>②資格免許取得後に、更新すべき知識や技能とその指導・教育・研修内容</p> <p>③指導者に求められる人材育成スキル</p> <p>④多職種との連携・協働における精神保健福祉士の専門性の発揮と資質向上の方法</p> <p>⑤継続教育の在り方や具体的な方法 など</p> <p>(2) 各種就労先や研修実施機関等での適正な指導や研修の実施に向けた具体的な方策の検討</p> <p>【手法】</p> <p>・上記(1)での調査結果も踏まえた会議体(ワーキンググループ)等における検討・作業 など</p> <p>【内容】</p> <p>①適正な指導・教育・研修のねらい・目標や内容の在り方</p> <p>②適正な指導・研修の運営方法(時間等)の在り方</p> <p>③適正な継続教育及び人材育成の実施に向けた具体的な指針等の在り方 など</p>
<p>求める成果物の活用方法(施策への反映)</p>	<p>(1) 精神保健福祉士法第41条に規定された資質向上の責務の在り方に関する検討に向けた活用</p> <p>(2) 卒後教育・研修実施機関等における適正な研修の実施に向けた活用など</p>
<p>担当課室/担当者</p>	<p>精神・障害保健課 障害保健係 (3114、3065)</p>

2019（平成 31）年度障害者総合福祉推進事業  
指定課題個票

指定課題 43	犯罪被害等によるストレス性障害に対する対応状況及び多職種・地域連携に関する実態調査
補助基準額	300 万円を上限とする。
事業概要	犯罪被害等によるストレス性障害に対する対応状況を調査するとともに、その支援における多職種・地域連携体制に関する調査を実施し、高度な犯罪被害者等支援が行える専門家育成や地域での対応力の向上に資する事業とする。
指定課題を設定する背景・目的	PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策のうち、特に犯罪被害者等に対しての精神的健康の回復への取組及び、支援のための体制整備への取組が必要とされている。しかしながら、その被害実態の把握は困難であり、保健と医療の連携が不十分であるとの指摘もある。今後の犯罪被害等によるストレス性障害の支援に活用するため、対応状況や連携体制についての実態把握のための調査を行う。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害等によるストレス性障害への心のケア対策を実施している医療機関や被害者支援団体に対して、診療・相談時の対応状況、多職種・関係機関（警察・民間被害者支援団体・地方自治体等）との連携体制についてヒアリングを行う。</li> <li>・ 調査した内容を元に、対応状況や連携体制について実態と課題を整理し、今後の専門家育成の推進につなげる。</li> </ul>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	犯罪被害者等の心のケアのための PTSD に関する専門家の養成研修である「PTSD 対策専門研修事業」の資料として活用する。
担当課室/担当者	精神・障害保健課 心の健康支援室 心の健康づくり対策官（3147）